

大阪樟蔭女子大学公的研究費の運営・管理及び研究不正行為の防止に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大阪樟蔭女子大学(以下「本学」という。)における公的研究費の適正な運営管理及び研究不正行為の防止に関し必要な事項を定める。

(準拠)

第2条 本学における公的研究費の運営・管理は、文部科学大臣決定の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(以下「ガイドライン」という。)」に準拠し、この規程及び学内関係諸規程の定めによるものとする。

(適用)

第3条 この規程における公的研究費は、次の各号に定めるものを対象とする。

- (1)ガイドラインの適用対象となっている公的研究費
- (2)前号の他、国、各省庁が所管する独立行政法人及び地方公共団体等が配分機関となり、特定の教育研究活動に対して配分される公的資金

(公的研究費の運営・管理体制)

第4条 本学における公的研究費の運営・管理体制は、学長のもとに次の組織により構成する。

- (1)大学事務課、くすのき地域協創センター及び経理課
- (2)研究倫理委員会
- (3)その他公的研究費の予算管理・事業実施を取り扱う組織

2 大学事務課、くすのき地域協創センター及び経理課は「大阪樟蔭女子大学研究費の適正な運営・管理のための基本指針」に基づき、それぞれの業務を管理する。

3 研究倫理委員会は、所属する教員のコンプライアンス教育推進を統括管理する。

4 学科、専攻及び事務局は、大阪樟蔭女子大学研究活動の不正行為対応規則第9条の規程に基づき、研究費及び研究活動の不正行為等に係る告発等の窓口となる。

5 公的研究費の予算管理・事業実施を取り扱う組織は、予算管理及び事業実施を統括管理するとともに使用に関するルール等についての機関内外からの相談を受け付ける。

(公的研究費の運営・管理の責任体系)

第5条 学長は、最高管理責任者として公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。学長は不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

2 学長が指名した副学長は、統括管理責任者として最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高責任者に報告する。

3 研究倫理委員会委員長は、コンプライアンス推進責任者として公的研究費の運営・管理について次の責任を負う。

(1) 学部・研究科における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

(2) 不正防止を図るため、学部・研究科内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(3) 学部・研究科において、構成員が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

4 大学事務局長は、コンプライアンス推進副責任者としてコンプライアンス推進責任者を補佐する。コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者の指示のもと、学部・研究科内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて、コンプライアンス推進責任者に報告し、改善を指導する。

また大学事務局長は、コンプライアンス推進副責任者として、公的研究費の運営・管理に係る事務を取り扱う。

(重要事項の決定)

第6条 公的研究費の運営・管理に関する重要事項は、研究倫理委員会で審議する。

(コンプライアンス教育の実施)

第7条 以下の各号に掲げる者は、公的研究費の運営・管理の関係者（以下「関係者」という。）として、常に適正な公的研究費の運営・管理を心がけなければならない。

(1) 科学研究費助成事業の応募資格を有する者

(2) 公的研究費による研究活動に関わる本学学生

(3) 公的研究費の運営・管理体制及び責任体系に関わる者

2 最高管理責任者は、公的研究費の運営・管理の責任体系のもと、関係者に対してコンプライアンス教育を実施する。

3 第1項に定める者のコンプライアンス教育は、大阪樟蔭女子大学研究倫理委員会が大阪樟蔭女子大学研究倫理規準第15条第1項に基づいて実施する倫理教育とする。

4 関係者は、定期的にコンプライアンス教育を受講しなければならない。

5 関係者は、コンプライアンス教育を受講したうえで、誓約書を提出し、本学において適正な公的研究費の運営・管理を推進することを確約しなければならない。

6 関係者は、前項に定める誓約書を提出することにより、はじめて公的研究費の運営・管理を行うことができる。

7 コンプライアンス推進責任者は第1項に定める者のコンプライアンス教育の受講状況及び誓約書の提出状況を管理しなければならない。

8 誓約書の様式は別に定める。

(不正防止計画の推進)

第8条 統括管理責任者は、最高管理責任者の指導のもと公的研究費の不正使用又は不正研究活動が発生する要因を調査するとともにこれらを防止するための方策及び計画を策定し、推進しなければならない。

- 2 統括管理責任者は前項の調査並びに方策及び計画の策定の一部を管理責任者等に分担させることができる。
- 3 研究倫理委員会委員長は、研究倫理教育責任者として定期的に研究倫理教育を実施しなければならない。
- 4 大学事務局長は研究倫理教育責任者を補佐する。

(業者に提出を求める誓約書等について)

第9条 一定の取引実績のある業者に対し、不正取引、不適切な契約を行わないことを記した誓約書の提出を求める。

- 2 誓約書の様式は別に定める。

(事務)

第10条 この規程に関する事務は、くすのき地域協創センターが取り扱う。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、学長が大学協議会の意向を聴いて行うものとする。

附則

- 1 この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
- 2 この改正は、平成28年 4月 1日から施行する。
- 3 この改正は、平成29年 6月 15日から施行する。
- 4 この改正は、平成30年 4月 1日から施行する。